

「好きだけどなんだか怖い…。」 その「愛」は本物ですか？



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動、期間です。配偶者やパートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などは、決して許される行為ではありません。特に、配偶者やパートナーなど親密な間柄で起こる暴力は「DV（ドメスティック・バイオレンス）」と呼ばれ、被害が気付かれにくい危険なものです。被害者は男性のこともあります。圧倒的に女性の割合が高く、命に関わる深刻な被害になることもあります。自分や周りの人が暴力の被害者にも加害者にもならないように、この機会に考えてみましょう。

問合せ先 市民連携室男女共同参画担当

DVってどんな暴力？

パートナーを自分の思いどおりに支配・コントロールしようとする態度や行動のことです。

- 身体的暴力（殴る、蹴る など）
- 精神的暴力（怒鳴る、脅す、ばかにする など）
- 経済的暴力（生活費を渡さない など）
- 社会的暴力（家族や友人との付き合いを制限する など）
- 性的暴力（性行為を強要する など）

子どもの前で行われるDVは子どもの心身への影響が大きく、「心理的虐待」にあたります。

DVは夫婦の間だけ？

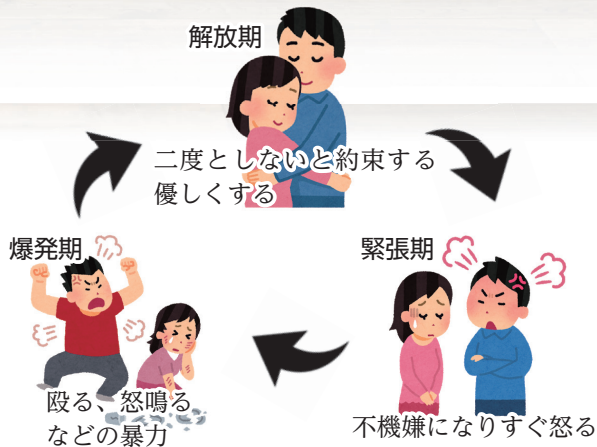
夫婦だけではなく、交際相手の間でも起きます。学生など若い世代の交際相手の間で起きる暴力のことを「デートDV」といいます。調査では、約5人に1人の女性が交際相手からデートDVの被害を受けています。

DVを人から相談されたときは？

絶対にその人を批判せず、最後までじっくり話を聴き、「あなたは悪くない」と伝えてください。そして、専門の相談窓口があることを紹介してあげてください。

DVの暴力サイクル

DVにはサイクルがあると言われています。暴力が繰り返される中で次第に激しくなり、周期も短くなっていきます。できるだけ早い段階でDVに気づくことが大切です。



相談窓口

市役所本庁 市民連携室男女共同参画担当

北海道立女性相談援助センター ☎ 011-666-9955

年末年始を除く、午前9時から午後5時、午後5時30分から8時（土・日曜日、祝日は午後5時まで）

女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

午前8時30分から午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

法務局職員や人権擁護委員が、女性の人権に関する悩み事や心配事をお聴きします。

日程 11月18日(月)～24日(日)

時間 午前8時30分～午後7時（11月23日(祝)・24日(日)は午前10時から午後5時）

問合せ先 札幌法務局岩見沢支局（有明町南1）☎ 22局 0619

※身の危険が迫っているときは、ためらわずに110番通報をするか、その場から逃げて、警察署・交番・駐在所に助けを求めてください。

パープルリボンの無料配布＆パネル展

女性に対する暴力をなくす運動のシンボルであるパープルリボンの無料配布やパネル展を開催します。

日程 11月12日(火)～25日(月)

場所 市役所本庁、生涯学習センターいわなび（4西1）、あそびの広場（4西3）であえーる岩見沢3階）、いわみざわ健康ひろば（3西4 第2ポルタビル1階）、イオン岩見沢店（大和4-8）

※パネル展はイオン岩見沢店のみ。